
第2次

新座市配偶者等からの

暴力防止及び被害者支援

基本計画

平成29年度～平成32年度



平成29年3月

新 座 市

はじめに



配偶者や恋人等の親密な関係にあるパートナー又はパートナーであった人から振るわれる暴力（以下「DV」という。）は、個人の尊厳を傷つけ、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

DVの被害者は圧倒的に女性が多く、このことは、男女が共に対等なパートナーであるという意識の欠如、社会的地位や経済力の格差など、今日に至るまでの社会構造が主な要因となっています。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るため、国は、平成13年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を制定しました。かつては家庭内の問題として捉えられていましたが、これにより「DVは人権侵害である。」という認識が社会に定着しました。

本市では、平成24年に「新座市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」を策定し、DVの根絶に向け、これまで各種の施策を積極的に推進してきましたが、当該計画の計画期間が平成28年度末で満了することに伴い、この度、「第2次新座市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」を策定しました。

この計画に基づき、DVの防止から被害者の保護、自立支援に至るまで切れ目のない施策を推進するとともに、関係機関や民間支援団体とも連携し、配偶者等からの暴力のない安心で安全なまちづくりをより一層推進してまいります。

市民の皆様には、この計画の策定の趣旨を御理解いただくとともに、DVを許さない、見逃さない社会の構築のため、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

本計画の策定に当たりまして、貴重な御提言を頂きました新座市男女共同参画審議会の委員の皆様や、御協力を賜りました市民の皆様から心から感謝を申し上げます。

平成29年3月

新座市長 並木 傑

第1章 計画の概要	3
1 計画策定の趣旨・目標	5
2 計画の基本課題	5
3 計画の位置付け	6
4 対象とする暴力	6
5 計画の期間	7
6 計画の推進	7
第2章 DVをめぐる現状	9
1 国の取組	11
2 埼玉県取組	11
3 新座市の取組	12
4 新座市の現状	13
第3章 計画の内容	19
1 施策の体系	21
2 施策の展開	23
基本課題1 DV根絶のための啓発・教育	23
基本課題2 DV被害者の早期発見と相談体制の充実	24
基本課題3 DV被害者の安全確保と自立支援の充実	26
基本課題4 関係機関との連携	28
基本課題5 調査・研究の推進	29
資料編	31
1 第2次新座市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画策定についての諮問・答申 ..	33
2 新座市男女共同参画審議会委員名簿	34
3 計画策定の経過	35
4 新座市男女平等意識・実態調査	36
5 関係法令等	37
新座市男女共同参画推進条例	37
新座市ドメスティック・バイオレンス対策庁内連携会議設置要綱	40
新座市ドメスティック・バイオレンス対策ネットワーク会議開催要綱	41
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	42
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針（概要） ..	48
児童虐待の防止等に関する法律	52
6 用語解説	60
7 被害者の保護や支援を行う関係機関	62
8 DV相談窓口一覧	63

◆ 本文中、※印の付いた用語は、資料編「6 用語解説」において詳細に説明しています。